

第6期第13回 練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第6期第13回 練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	令和6年1月30日(火) 午後6時30分～午後7時20分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員15名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、松本一夫委員、吉田壯二委員、富本操委員、横井千香子委員、寺嶋雄一郎委員、生田剛史委員、栗原雄治委員、後藤正臣委員、土田秀行委員、千葉三和子委員、笹川浩利委員、山添友恵委員、石川剛士委員 (事務局5名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	なし
5 議題	○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会 1 第7期以降の運営協議会および運営委員会の方向性について …資料1 2 介護保険制度の改正(案)について …資料2、資料3 3 その他 ○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会 1 第7期以降の運営協議会および運営委員会の方向性について …資料1 2 地域密着基準条例ほか3条例の改正の方向性について …資料4 3 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料5 4 その他
6 配付資料	(資料1) 第7期以降の運営協議会および運営委員会の方向性について (資料2) 改正介護保険法の施行等について(報告)※抜粋 (資料3) 介護保険法施行規則の改正等(報告)※抜粋 (資料4) 地域密着基準条例ほか3条例の改正の方向性について (資料4参考資料) 介護サービスの種類 (資料5) 指定地域密着型サービス事業者等の指定について (参考資料) 練馬の介護保険状況について(12月分)
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL: 03-5984-1187(直通) Eメール: KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係 TEL: 03-5984-1461(直通) Eメール: KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

第13回地域包括支援センター運営協議会 第13回地域密着型サービス運営委員会

（令和6年1月30日（火）：午後6時30分～午後7時20分）

○委員長

これより第6期第13回練馬区地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に事務局から、本日の資料および出席委員などの報告をお願いします。

○事務局

【委員の出欠、傍聴報告、配布資料の確認】

○委員長

では、次第に沿って議事を進めていく。なお、閉会は午後7時50分を目途としている。

まず、地域包括支援センター運営協議会を開催する。

案件1 第7期以降の運営協議会および運営委員会の方向性について、高齢者支援課長よりお願いします。

○高齢者支援課長

【資料1について説明】

○委員長

それでは、資料1について、ご質問、ご意見があればお願いします。

（なし）

○委員長

案件2に移る。介護保険制度の改正（案）について、資料2、資料3の説明を高齢者支援課長にお願いします。

○高齢者支援課長

【資料2・資料3について説明】

○委員長

それでは、資料2、資料3について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

資料2の7ページの「2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与」の記載の中で地域包括支援センターの一定の関与として包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に介護予防サービス計画の検証を追加とあるが、これは、居宅介護支援事業者に介護予防サービス計画を委託したままではなく、常にそれを検証していくとい

うことなのかお聞きしたい。

それとも、居宅介護支援事業者が作成する介護予防サービス計画の内容が正しいかどうかを地域包括支援センターで検証していくということなのかお伺いしたい。

○高齢者支援課長

詳細については、現在、区でも確認をしているところである。今までは委託という形で地域包括支援センターが関与していたところであるが、居宅介護支援事業者が直接、介護予防支援の指定を受けた場合であっても、資料にあるように、「介護予防支援の適切・有効な実施のため必要があるときは助言を求めることができる」という形で、何か相談事があれば居宅介護支援事業者から地域包括支援センターに相談することができる。

そうした確認に合わせて、地域包括支援センターでも介護予防サービス計画の検証ができるという規定が追加されるのではないかと考えている。

○介護保険課長

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けるにあたって、区が指定権者になるため、必要がある時は居宅介護支援事業所に区から情報提供を求めて、介護予防サービス計画の実施状況等を区が指定権者として確認することができるよう規定を設け、サービス計画の質を確保していくということである。

○委員長

その他、案件に移る。

（その他、案件なし）

これで、地域包括支援センター運営協議会を終了する。

続いて、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

案件1に移る。本案件については、案件として記載があるが、地域包括支援センター運営協議会の案件1と共通案件のため、割愛し、案件2へ進む。

○委員長

案件2 地域密着基準条例ほか3条例の改正の方向性について、介護保険課長より願います。

○介護保険課長

【資料4および資料4参考資料について説明】

○委員長

資料4および資料4参考資料について、ご質問、ご意見があれば願います。

○委員

資料4（3）アに記載がある身体的拘束等の適正化とはどんなイメージなのか。適正な

身体拘束を具体的にイメージすることはできないが、適正な身体拘束と聞いてマイナスのイメージがあるため、例えば、身体的拘束の適正化の具体例を示して、介護サービス事業者に周知していくなど、身体的拘束等の適正化の推進について、詳しく教えていただきたい。

○介護保険課長

介護事業者による利用者への身体的拘束は原則的に禁止している。

ただ、どうしても身体的拘束が必要な場合の要件として、例えば、家族の同意がある場合や緊急やむを得ない場合など、いくつかの要件を定め、身体的拘束に向けた指針を事業所で整備することを義務付けることとした。

現在も、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなどでは、事業所の中で身体的拘束等の適正化に向けて、委員会の開催、指針の整備、研修を行い、できるだけ身体拘束をしないという対応をしており、本当にやむを得ない場合には、きちんと決められた要件の下で身体拘束を行うという対応をしている。これらの措置を小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護にも適用する。

今まで規定はなかったが、訪問系サービス、通所系サービス、それから、あまり想定できないが、居宅介護支援について、例えば、訪問時に利用者の状況がかなり悪い場合など、緊急的な措置が必要な状況でなければ身体拘束を行ってはいけないということを明確にする規定を設ける。身体拘束を行わなければいけない時には記録を義務付けるという形で、きちんと利用者を守り、実際に本当に身体拘束が必要になった時に事業所も守るという規定を設けることとなったと理解していただきたい。

○委員

職員は、十分に研修を受講しており、原則、身体拘束を行わないことを認識しているが、やむを得ない場合にどのように適正に対応するか、例えば、短期間だけにするか、報告をどうするか等をきちんと話し合っておくということだと思ふ。

○委員長

資料4および資料4参考資料について、他にご質問、ご意見があればお願いします。

○委員

資料4（3）イに管理者の兼務範囲の明確化と記載があるが、今までの同一敷地内の兼務範囲の要件がどのように変更になるかお聞きしたい。

○介護保険課長

管理者の兼務範囲については、業務に支障がないということが大前提である。管理者としての業務が適切にできるということを要件とした上で、その同一敷地内のみという場所的な要件を外していると理解していただきたい。

○委員長

案件3に移る。指定地域密着型サービス事業者等の指定について、資料5の説明を介護保険課長に願います。

○介護保険課長

【資料5について説明】

○委員長

それでは、資料5について、ご質問、ご意見があれば願います。
(なし)

○委員長

その他、案件について、参考資料の説明を、介護保険課長に説明を願います。

○介護保険課長

【参考資料について説明】

○委員長

最後に、事務局から次回の会議日程について願います。

○事務局

次回は、令和6年3月18日（月）午後6時30分の開催を予定している。

○委員長

これをもって、本日の第13回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を閉会とする。貴重なご意見をいただき感謝する。

閉会